白河二中だより

ＮＯ．　５
２０２２．　４．３０
白河市立白河第二中学校
発行責任者　　小野　聡

「自助、そして共助へ」

子どもたちが「自分の命を自分で守ることができるように」、避難訓練と交通安全教室を行いました。

避難訓練は、事務室からの出火を想定し、火の元に近づくことなく、安全な場所に素早く移動するルートを確認することを目的として実施しましたが、子どもたちは、この訓練の重要性を理解し、誰一人として話をすることなく、真剣に訓練に取り組むことができました。

災害は、いつ、どこで発生するかわかりませんが、近くに教職員がいなくても、生徒一人一人が、落ち着いて周囲の状況を確認し、放送等の誘導に従いながら安全に避難することができるであろうと感じました。

「自助」できるであろう子どもたちに、今回は「共助」の大切さについて伝えました。家庭にいる際、あるいは近所等を散歩しているときなどに、異変に気づいたら、何をすべきか瞬時に判断し、近所の人に知らせたり、警察、消防等に通報したりすることが人の命を救うことにつながるかもしれません。このような「共助」を通して、さらに、地域の一員として自分に何ができるか、そして、どのように地域に貢献していくかを考えさせていきたいと思います。

交通安全教室では、自転車運転の際、被害者だけでなく加害者になる可能性もあることについて、実際に起こった事例を挙げたり、映像を見たりしながら伝えました。白河二中学区には、みさか小近くの坂や新白河駅近くの踏切を渡り、ローソンから学校までの細い道路など、注意して運転しなければならない箇所がたくさんあります。ご家庭でも今一度、通学路等の交通安全について話し合っていただければと思います。

【事例１】

男子中学生が、夜間、無灯火の自転車を走行中、対面歩行の女性（７５歳）と衝突し、女性は頭部外傷により後遺障害を負った。裁判所は、無灯火で走行した自転車側に過失があるとして、中学生に損害賠償の支払いを命じた。

【事例２】

女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方にいた女性看護師に気づかないまま衝突し、転倒させた。女性は歩行困難な後遺障害を負い、職を失った。裁判所は、女子高校生の注意義務違反を認め損害賠償の支払いを命じた。

【事例３】

１１歳の男子小学生が夜間、マウンテンバイクで坂を下っていて、歩行中の６２歳の女性と正面衝突した。女性は、転倒して頭の骨を折り、意識が戻らない状態となった。裁判所は男児の加害責任を認定し、保護者に対し損賠賠償を命じた。

（参考）

責任能力がない小学生の事故については、監督義務のある保護者が賠償責任を負うことになる。（民法７１４条）

充実したＧＷを

ゴールデンウィークがスタートしました。部活動等において大会、練習試合等も予定されていますので、精一杯頑張ってほしいと思います。また、家族でゆっくりしたり、趣味を楽しんだりしながらリフレッシュもしたいですね。いよいよ５月、充実した毎日にしていきたいと思います。